

パーソナルコンピュータ及びその関連機器の賃貸借及び保守に関する仕様書

1 業務名

パーソナルコンピュータ及びその関連機器の賃貸借及び保守業務

2 目的

本仕様書は、宮崎県（以下「甲」という。）のパーソナルコンピュータ及びその関連機器（以下「物品」という。）の賃貸借及び保守について、必要な仕様を定める。

3 契約の範囲

本契約の範囲は、物品の借入、搬入据付、調整、検査、保守及び甲に対する諸手続を含むものとする。本仕様に明示のない事項であっても、機能上及び社会通念上当然必要と思われるものについては、請負者（以下「乙」という。）において充足するものとする。

4 賃貸借期間

令和7年5月1日から令和12年4月30日までの5年間とする。

5 物品の仕様

以下の仕様を備えたものとする。

① パーソナルコンピュータ

(1) 型	A4版ノートタイプ
(2) CPU性能	Intel Core i3-1215U相当以上
(3) メモリ	8GB以上
(4) 補助記憶装置	
① SSD又はHDD	320 GB以上
② DVD/CD	DVDスーパーマルチドライブ、装置は本体内蔵型
ドライブ	
(5) 表示機能	
① ディスプレイ	15.6インチ以上TFTカラー液晶
② 解像度	HD+以上（1,677万色以上同時表示可能なこと。）
(6) 入力装置	
① ポインティングデバイス	スクロール機能付マウス（光学式）を標準装備
② キーボード	JIS標準配列準拠（テンキー付）
(7) 電源	ACアダプタ
(8) バッテリー駆動時間	標準バッテリーで1.0時間以上
(9) 外部インターフェイス	
① マウス	USB
② USB	USB2.0×3以上
(10) ネットワーク	1000Base-T/100Base-TX/10Base-T自動認識 内蔵無線LAN機能は無効化すること
(11) 環境配慮事項	国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成12年法律第100号、通称『グリーン購入法』）適合品であること。
(12) OS	Windows10 Enterprise LTSC 2021(64ビット)

- ① セキュリティ対策機器・ツール
下表の機器等を納入すること。

セキュリティ対策機器等	備考
FortiGate 40F（フルバンドル版）	フォーティネットジャパン株式会社（東京都）製品
ワクチンUSB 3 5年版（※）	Trellix社製品

（※）ワクチン USB 3については、クローズド環境で利用することができ、かつ、本製品と同等以上の性能及び利便性がある製品であれば、そちらの製品でも差し支えない。

- ② ソフトウェア
下表のソフトウェアをインストールとすること。

ソフトウェア	備考
Acrobat Reader	

6 物品の設置場所、数量等

- ① 物品の設置場所 宮崎県庁防災庁舎 1 階 障がい福祉課
- ② 物品の数量 1 台

7 据付調整・納入期限

- ① 以下の作業を実施すること。
現地におけるパーソナルコンピュータ、セキュリティ対策機器の設定及び正常動作の確認を行うこと。
- ② 令和 7 年 4 月 30 日までに物品の納入、据付、環境設定、動作確認を行うこと。
なお、納品までのスケジュールについては、甲乙協議の上、決定する。

8 運送及び保管

乙は、甲に引渡しを完了するまでの間、物品の材料の輸送、搬入、保管等に際し生じた事故について、その責を負うものとする。

9 補償及び保守

- ① 物品の保守にあつては、甲の使用者における重大な過失による故障以外は全て保守の対象とし、ディスプレイ及びバッテリー等についても同様とする。
- ② 納入した全ての物品を常に良好な状態に保つため、物品に精通した保守要員により常時保守できる体制をとるとともに、納入した物品の稼働環境を確保するため、保守要員を要請後概ね半日以内に現地に到着できる保守体制を確保すること。
- ③ 乙は、物品を完全に使用できるよう保守の責任を負うものとし、物品の修理によって甲の業務に支障を生ずるおそれのある場合は、他の同等の物品を甲に対して無償で使用するよう措置するものとする。
- ④ ウイルス駆除ソフトや OS を最新に保つこと。
- ⑤ 各種ソフトウェアは、契約期間中にサポート期限を迎えないようにすること。
※ 故障修理は原則、現地で行うこと。ただし、物品を持ち帰り、故障修理を行う場合は、替機を貸し出すこと。
※ 乙がメーカーに対して修理を依頼する場合は、ハードディスク内にデータを残さないよう十分注意すること。また、修理後はハードディスク内のデータを修理前の状態に復元すること。

10 機器故障時の受付・対応時間

機器故障時の受付・対応時間は、平日 8 時 30 分から 17 時 15 分までとする。

11 機器設置に関する計画書・報告書等の提出

納品スケジュール等に係る甲乙の協議後、速やかに納品計画書を提出すること。

機器設置後、令和 7 年 5 月 15 日までに以下の書類を提出すること。

- ・ 納品書
- ・ 動作確認報告書
- ・ 同等品証明書（納品したパーソナルコンピュータが仕様書で定めるものと同等の性能である旨の証明書）

12 保守に関する報告書の提出

毎年度、3 月 31 日までに当該年度に係る運用保守の実績（障害対応の報告書）を提出すること。

13 その他

- ① 物品の供給及び稼働については乙が責任を負うこととし、物品の部品等の供給を担保すること。
- ② 契約満了に伴う物品の返還については、乙が物品の設置場所に出向いて回収すること。回収日程等については、別途障がい福祉課の指示に従うこと。また、物品の回収後は、ハードディスク内のデータの完全消去を行い、その作業が完了した旨の証明書を発行することとし、それに要する費用についても、本調達に含めること。
- ③ 物品については、リース満了後、全部又は一部について再リースを行う可能性がある。
- ④ 本仕様書に定めのない事項について疑義が生じたときには、別途協議のうえ、対応を決定するものとする。